

「剽窃等に関する注意事項」遵守についての誓約書

私は、会計研究科要項「12. 剽窃等に関する注意事項」を読み、内容について理解しました。
提出する論文について、不適切な剽窃（盗用）等をしていないことを誓います。

年 月 日

(自署)

会計研究科要項「12. 剽窃等に関する注意事項」

12. 剽窃等に関する注意事項

本学では、学位規則において以下のように定めています。

◆早稲田大学学位規則

(学位授与の取消)

第23条 本大学において博士、修士または専門職学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該研究科運営委員会および研究科長会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

このことから、職業的な専門家の養成を旨とする本研究科においては、剽窃の回避を重視しています。そうした観点から、ここに本研究科の剽窃に対する基本方針を記します。

大学を含む、すべての組織と社会にはルールがあり、ルールによって人々の多様な活動は調和したものとなり、円滑かつ公正に機能するようになります。

世界中の大学において最も重要なルールの一つに、学生、教員、研究者がレポートや論文を執筆する際に、どの表現や考えが独自の思考なのか、あるいは他の筆者のものなのかを明確にしなければならないというものがあります。このルールを破る行為を「剽窃」といいます。

「剽窃」という行為に対する罰則はさまざまですが、多くの大学では、学生が論文・レポートの提出にあたり剽窃をした場合、一度目は「警告」、二度目以降は課題や履修科目が「不可」とされる、もしくは「停学」または「退学」とされる場合もあります。より厳しい罰則を課している大学もあります。たとえば、ハーバード大学では、多くの場合、学生の剽窃行為が一度でも発見されたら、その学生は永久退学処分となります。また、学術誌等で剽窃を行った場合、

筆者は疑義を掛けられ、プロフェッショナルイメージを著しく損なうことになります。

なぜ剽窃をしないことが重要なのか、その理由は以下のとおりです。

1. 剽窃行為は自分自身への裏切り行為である。

剽窃行為をする者は、真摯に学業に取り組むことはできず、学ぶことの喜びややりがいを得ることもできません。さらには親などの学費を支払い、学業の成就を願う人々をも裏切ることとなります。

2. 剽窃は大学やクラスメイトに対する裏切り行為でもある。

剽窃行為により書かれたものは、学生の実力を示さないため、学生が受ける評価は無意味かつ不公平なものとなり、大学や同じ教室で学ぶ級友にも悪影響を与えることとなります。

3. 剽窃は社会に対する裏切りである。

剽窃行為をして卒業した学生は、就職先に対しても自分の学業成果を偽ることになります。

念頭におくべき原則

自分の文章に他人の著作物から言葉やアイデアを引用する場合、それらの出典元を読者に対して明確にしなければなりません。引用した言葉には引用符を使い、どの言葉をどの文献から引用しているのかも明記する必要があります。他人のアイデアを引用する場合には、引用符の必要はありませんが、参考文献の明記は必要です。

引用方法について

1. 引用することは悪いことではない

正しい方法で引用すれば、文章の説得力を増すことができます。間違った方法で行うと、盗作していること（剽窃）になります。

2. どのような時に引用すべきか

文章に専門的な要素を加えたいとき、加えたい情報が新しいか、もしくは他人の著作等に固有なものであるときには引用しなければなりません。一般的に公知の情報については引用しなくても構いません。

3. どれくらいの量の引用をしていいのか

文章に一味添えたいとき、読者が「この情報は本物か?」、「根拠は?」と疑問に思いそうなときには引用すべきですが、引用をする部分は、最小限にとどめるべきです。

4. どのように引用すべきか

引用した言葉に引用符を付け、引用した文章の文献を明確にする（読者に対して参考文献を明らかにすること）。なお、引用符を用いる場合、引用元の文章と必ず一致していなければなりません。

5. アイディアを引用したい場合は

アイディアが新しくて独自なものであり、一般的に知られていない場合、引用元を明確にしなければなりません。この場合、引用符は必要ありませんが、参考文献を明らかにする必要があります。

なお、本研究科で提出されたレポートや論文については、教員等により剽窃（盗用）の有無をチェックするツールを利用するため、インターネットを介して送信し、サーバに複製することがありますので、ご了承ください。